

議案第144号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

令和元年9月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 物件の表示 後方支援車 1台
- 2 取得先 愛知県名古屋市中区金山2丁目1番5号  
平和機械株式会社  
代表取締役 小野 寛利
- 3 取得価格 81,180,000円
- 4 取得理由 災害現場における後方支援活動に充てるため。